

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に関する基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめの防止、早期発見、および早期解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にしたり、他者を思いやり互いに助け合ったりする「明倫の心」を核とした「心の教育」を推進します。
- (2) 本校は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることを認識し、誰もが、いじめられる側、いじめられる側、傍観者になり得ることを念頭に、生徒が、安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの根絶に向けて取り組みます。
- (3) 本校は、全ての生徒が、いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解して、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないことを実践できるよう取り組みます。
- (4) 本校は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、大野市・大野市教育委員会・家庭・地域住民、その他の関係者の「結の心」を生かし、いじめの問題を克服するよう全力で取り組みます。

2 いじめの定義

いじめとは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行います。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「明倫の心」を大切に、優しく、賢く、たくましい大野人になるための教育の推進（「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育）
 - ① 「徳の道」の推進
建学の志「徳の道」に謳われている「学問に親しみ果敢に行動せよ」「喜び合う人との交わりを重んじ、もって己の人格を陶冶せよ」を実現するために、確かな学力と積極性、社会性が身につく教育を進めます。
 - ② 思いやりや助け合いの心を持って行動できる集団づくり
生徒が安心できる「心の居場所」づくり、生徒による「絆づくり」を推進し、規律と活気のある集団づくりを進めます。また、生徒一人一人の良さが発揮され、互いに認め合う集団づくりを進めます。

③人間関係力を育成する豊かな体験活動の推進

異学年の仲間や様々な立場の人たちと触れ合う活動を通して、全ての人と共に生きる心と思いやりの心、感謝の心を育てます。

④生命や人権を尊重する教育の推進

人権教育や障がい理解教育を計画的に進め、他者を尊重する態度、人権を守る態度を大切に、「いじめをしない、許さない、見逃さない」生徒の育成に努めます。また、「私たちの道徳」や「私の夢カルテ」等を活用して道徳教育を推進し、お互いに認め合いながらよりよく生きようとする心を育てます。

⑤大人が手本を示す教育の推進

教職員・保護者をはじめ、生徒にとって身近な地域の大人が、モラルを重んじ、自分の生き方や仕事に誇りを持ち、積極的に社会に貢献しようと努めます。

(2) いじめの未然防止

①「つながりのある学び」を推進する

生徒と教職員が協同して「つながりのある学び」を推進し、満足感や達成感、連帯感が得られる授業づくりに努めます。

②自己有用感が得られる教育活動を推進する

生徒会活動、校外体験活動、部活動等を計画的に行い、生徒に自己有用感を味わわせ、人間関係力、社会性の育成を図ります。

③意識調査を活用した学校づくりを推進する

定期的に満足感や達成感などのアンケートを実施し、学校の状態を把握します。その結果をもとに、いじめの未然防止に関わる活動を強化します。

④情報モラル教育を推進する

パソコンや携帯電話等を使った意図的または無自覚ないじめが起きないようにより等を使って啓発活動を行います。また、授業や「ひまわり教室」等で情報モラル教育を行います。

(3) いじめの早期発見

①教員と生徒との心の交流

全教職員が、授業時間をはじめ休み時間や放課後にアンテナの感度を上げて生徒をしっかりと見守り、些細な兆候であっても見逃さないように努めます。言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教職員から声をかけたり、日記等を活用したりして交友関係や悩みを把握します。

②人間関係の客観的な把握

人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展するケースを見逃さないよう、気がかりな言動を教職員間で随時情報交換を行い、指導していきます。特に、養護教諭は、保健室来室内容の連絡を密に行い、困っている生徒をサポートします。

③自己チェックとアンケート調査の活用

定期的に自己チェックとアンケート調査を実施して、いじめの実態把握に努めます。実施方法を工夫して、安心していじめを訴えやすい体制を整え、アンケート結果を分析し、問題の解決に努めていきます。

④教育相談体制の充実

毎学期1回の教育相談期間等により、学習や諸活動における人間関係の構築を図ります。養護教諭やスクールカウンセラー、結の故郷教育相談員も個別相談に対応します。

⑤保護者・地域との連携

本校のいじめ防止基本方針を積極的に公表し、保護者や地域住民等と連携していじめがなくなるよう努めます。

(4) いじめの早期対応・事案対処

①いじめ対応サポート班による対応

特定の教職員で抱え込まないよう速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による対応により被害生徒を守ります。

②被害・加害・傍観生徒への対応

いじめを受けた、あるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保します。また、いじめた生徒および傍観していた生徒に対して事情を確認し、適切な指導を行います。

③保護者との連携

被害生徒や加害生徒の保護者に事実関係や対応を説明し、いじめの早期解決に向けて理解と協力を求めます。

④関係機関との連携

必要に応じて、外部専門家や関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けて最善の方法を講じます。

(5) いじめによる重大事態への対処

いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

①重大な事態が発生した旨を大野市教育委員会に速やかに報告します。

②学校が調査主体になる場合、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、大野市教育委員会への調査結果報告を速やかに行います。

③大野市が調査主体になる場合、事実関係を明確にするための調査に協力します。

④深刻ないじめが進行しないために、必要に応じて加害生徒の出席停止等の処置をとります。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する方策を協議するため次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

[構成員] 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等

[活動] ○生徒が安心できる「心の居場所」づくりについての協議

○生徒間の「絆づくり」のための教育活動の計画・実践

○いじめを発見するための方法の工夫、迅速な情報交換体制づくり

○計画的なアンケート調査や個人面談の計画作成

○校内研修、学級活動のための資料収集・作成

○学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

[構成員] 生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、関係職員

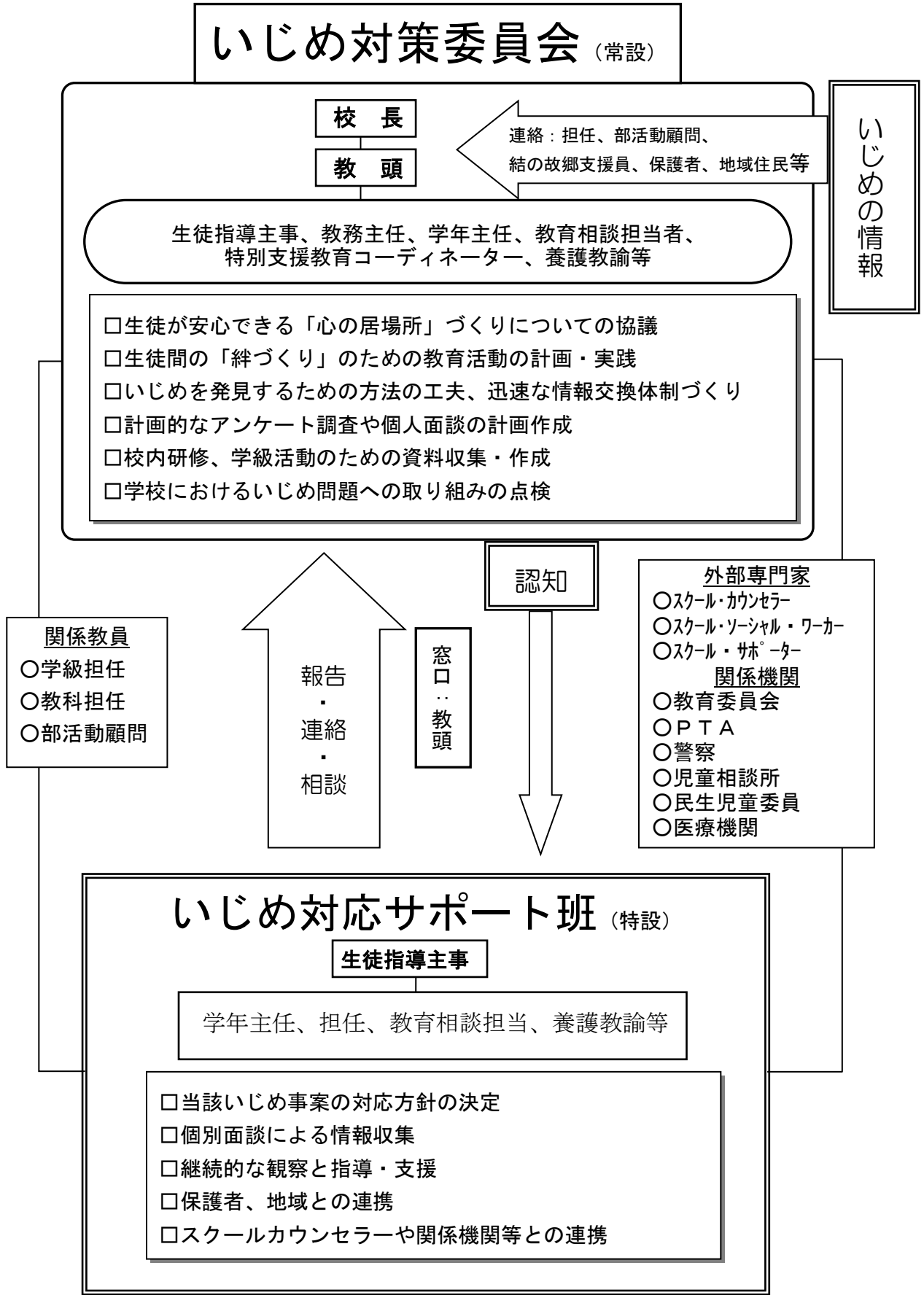
[活動] ○当該いじめ事案の対応方針の決定

○個別面談による情報収集

○継続的な観察と指導・支援

○保護者、地域との連携

○スクールカウンセラーや関係機関等との連携



いじめ対策委員会 (常設)

校長

教頭

連絡：担任、部活動顧問、
結の故郷支援員、保護者、地域住民等

いじめの情報

生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当者、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭等

- 生徒が安心できる「心の居場所」づくりについての協議
- 生徒間の「絆づくり」のための教育活動の計画・実践
- いじめを発見するための方法の工夫、迅速な情報交換体制づくり
- 計画的なアンケート調査や個人面談の計画作成
- 校内研修、学級活動のための資料収集・作成
- 学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

認知

- 関係教員
- 学級担任
 - 教科担任
 - 部活動顧問

報告
・
連絡
・
相談

窓口
・
教頭

- 外部専門家
- スクール・カウンセラー
 - スクール・ソーシャル・ワーカー
 - スクール・サポーター
- 関係機関
- 教育委員会
 - PTA
 - 警察
 - 児童相談所
 - 民生児童委員
 - 医療機関

いじめ対応サポート班 (特設)

生徒指導主事

学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭等

- 当該いじめ事案の対応方針の決定
- 個別面談による情報収集
- 継続的な観察と指導・支援
- 保護者、地域との連携
- スクールカウンセラーや関係機関等との連携